

平成28年度

# 閱 覧 図 書

事業名：建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業

作業場所：広島県広島市佐伯区 恵下谷山国有林内

## 図書内訳

1. 入札者注意書
2. 競争参加資格確認書
3. 入札書
4. 委任状
5. 単価内訳書
6. 契約書(案)
7. 建設機械作業仕様書
8. 位置図
9. 路線別作業内訳書

広島森林管理署

## (物品・役務)

# 入札者注意書

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。  
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 8 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
  - ア 入札参加資格のない者のした入札。
  - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
  - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
  - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
  - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
  - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
  - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき。（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
  - ク 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
  - ケ その他入札条件に違反した入札。
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。

- 12 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次によります。
  - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがあります。
  - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければなりません。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もあります。
  - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができません。
  - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知します。
- 15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止します。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 21 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 22 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
  - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
  - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 23 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

様式 1

## 競争参加資格確認書

平成〇〇年〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 斎藤 均 殿

(住所)  
(商号又は名称)  
(代表者氏名)

印

平成28年12月6日付けで公告のありました、建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと、入札公告の2（3）及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 公示年月日 平成28年12月6日
2. 件名 建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業
3. 資格審査事項
  - (1) 競争参加資格の格付けに関する書面  
別紙（資格確認通知書）写しのとおり
  - (2) 社会保険等の加入状況に関する書面  
別紙（総合評定値通知書）写しのとおり

入札第 号

# 入 札 書

- 1 作業場所 広島県広島市佐伯区 恵下谷山国有林内
- 2 作業名 建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業
- 3 作業内容 路盤強化（不陸均し、砂利敷込、崩土除去、崩土運搬）、除草工

	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額 (総額)							

ただし、上記金額（単価）は、消費税相当額を除いた金額であるので、契約額（単価）は、上記金額（単価）に8%に相当する額を加算した金額（単価）となること及び入札者注意書、契約条項等を承知のうえ入札します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 斎藤 均 殿

入札者住所  
社 名  
氏 名

印

代 理 人  
社 名  
氏 名

印

# 委任状

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官  
広島森林管理署長 斎藤 均 殿

(委任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

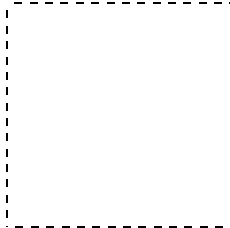
印

私は、下記の者を代理人と定め、下記業務に関する一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代理人

(件名) 平成 年 月 日入札第 号 (建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業)に関する件。

代理人使用印鑑



## 単価内訳書

入札第 号に係る入札金額（総額）の内訳は下記のとおりとします。

- 1 作業場所 広島県広島市佐伯区 恵下谷国有林内
- 2 作業名 建設機械借上による恵下谷林道外1維持修繕作業
- 3 作業内容 路盤強化（不陸均し、砂利敷込、崩土除去、崩土運搬）、除草工
- 4 運転単価、輸送料及び資材の単価内訳

機械の名称 (規格)	予定数量 (時間)	単価	輸送料 (往復)	金額
バックホウ(山積0.13m3)	135			
ダンプトラック(4t)	26			
計				

資材の名称 (規格)	路線名	予定数量 (m3)	単価 (現地着価格)	金額
再生碎石(RC-40)	恵下谷林道外1	242		
計				

作業の名称 (使用機械)	路線名	予定数量 (m2)	単価	金額
除草工 (草刈機片掛式 径255mm)	恵下谷林道外1	8,400		
計				

分任支出負担行為担当官  
 広島森林管理署長 齋藤 均 殿

入札者住所  
 社 名  
 氏 名

印



(案)  
建設機械作業契約書

- 1 作業内容 路盤強化(不陸均し、砂利敷込、崩土除去、崩土運搬)、  
除草工
- 2 作業場所 広島市佐伯区 恵下谷山国有林内 恵下谷林道外1路線
- 3 契約期間 自 契約締結の翌日から  
至 平成29年2月28日
- 4 機械の名称・型式、単価(消費税及び地方消費税を含む)、  
運転予定時間及び輸送料(消費税及び地方消費税を含む)

機械の名称・型式	運転1時間あたりの単価(円)	運転予定時間	輸送料(円) (-式)
バックホウ(山積0.13m3) (排ガス規制型)		135	
ダンプトラック(4t)		26	

- 5 資材の品名、規格、単価(消費税及び地方消費税を含む)及び予定数量

資材の品名	品質規格	m3あたり単価(円)	予定数量(m3)	備考
再生碎石	RC-40		242	現着価格 (4t車運搬)

- 6 作業の名称、使用機械、単価(消費税及び地方消費税を含む)及び予定数量

作業の名称	使用機械	m2あたり単価(円)	予定数量(m2)	備考
除草工	草刈機 (片掛式径255mm)		8,400	

- 7 契約保証金 免除
- 8 特約事項 (1) 請負代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。  
(2) 別紙のとおり

上記の契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、下記条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 28 年 月 日

(発注者) 住所 広島県広島市中区吉島東3丁目2番51号  
分任出負担行為担当官  
氏名 広島森林管理署長 斎藤 均 印

(受注者) 住所  
氏名 印

## 別紙

### 暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を

講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び 捜査上必要な協力を行うものとする。

## 条 項

### （契約形態）

第1条 この契約は、単価によるものとし、数量の多少により単価の変更は行わないものとする。

### （作業の実施）

第2条 受注者は、発注者（発注者が指名した監督職員を含む。以下同じ。）の指示する作業を安全かつ能率的に行わなければならない。

### （機械の操作）

第3条 この契約に係る作業機械の操作は、受注者（受注者の使用人を含む。以下同じ。）が行うものとする。

### （作業者の資格）

第4条 受注者は、この契約に係る作業機械の操作にあたっては、法令等に基づき必要とされる資格又は技能を有していなければならない。

### （労働安全衛生）

第5条 受注者は、作業の実施にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

### （経費の負担）

第6条 この契約にかかる作業機械に使用する燃料油脂、機械の整備等に要する費用はすべて受注者の負担とする。

### （契約期間の変更）

第7条 発注者は、必要と認めるときは、契約期間を変更することができるものとする。

2 発注者は、契約期間を延長しようとするときは、あらかじめ受注者と協議しなければならない。

3 発注者は、この契約による予定した発注者の作業が頭書の契約期間より早く終了する場合は、契約終了通知を受注者に交付することにより契約を終了させることができる。

### （一般的損害）

第8条 契約に基づく作業により生じた損害については、すべて受注者がその費用を負担する。ただし、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第9条 契約に基づく作業により第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(不可抗力による損害)

第10条 天災その他不可抗力の原因により生じた受注者の損害は、すべて受注者がその費用を負担する。

(運転予定時間の変更等による損害)

第11条 受注者は、頭書の運転予定時間、資材予定数量及び契約期間の変更により受注者に生じた損害の賠償を発注者に請求することはできない。

(作業の指示及び確認)

第12条 発注者は、作業前に1日分の運転時間を記した注文指示書を受注者に交付し、指示するものとする。

2 発注者は、毎日の作業後に実際の運転時間を確認するものとする。

3 発注者は、第16条第1項に該当したときは、稼働しなかった時間を注文指示書に明記し、受注者に交付しなければならない。

(資材の品質及び検査等)

第13条 資材の品質については、本契約書に定めるところによる。その品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

2 発注者は、頭書の資材を注文しようとするときは、注文指示書を交付して指示するものとする。

3 受注者は、発注者の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受け、合格した資材を使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から5日以内に応じなければならない。

5 受注者は、前項の検査の結果不合格のものがあつたときは、発注者が指定する期限内に代品と引替納付して検査を受けなければならない。

6 受注者は、天災その他不可抗力により納付期限内に資材を納付できないときは、その事由を記して発注者に納付期限の延長を請求することができる。

7 前項の請求について発注者が正当と認めたときは、納付期限を延長することができる。

(かし担保)

第14条 受注者は、納品された資材に瑕疵があり、又はこれによって生じた損耗、毀損については、検査合格後12ヶ月間代品と引替又は補修等に要する費用を負担するものとする。

(代金の支払)

第15条 受注者は、毎月1回所定の手続きに従って、納付済数量に対する代金の支払を書面により発注者に請求することができるものとする。

2 受注者は、前項の支払請求書を提出するときは、発注者の交付した注文指示書を添付しなければならない。

3 代金の計算方法は以下の各号のとおりとする。

(1) 建設作業機械については、機械の運転時間の合計数に頭書の単価を乗じて精算するものとする。また、輸送料については、輸送回数に単価を乗じて精算するものとする。

(2) 資材については、検査合格数量に頭書の単価を乗じて精算するものとする。

4 前項第1号に定める稼働時間の合計数に1時間未満の端数があるときは、5分未満は切り捨てるものとし、5分以上は次に定める区分によるものとする。

5分以上～15分未満	1/6時間
15分以上～25分未満	2/6時間
25分以上～35分未満	3/6時間
35分以上～45分未満	4/6時間
45分以上～55分未満	5/6時間
55分以上	1時間

5 発注者は、第1項の支払請求書を受領したときは、その日から30日(以下、「約定期間」という。)以内に受注者に代金を支払わなければならない。

6 前項の規定による代金は、近畿中国森林管理局で支払うものとする。

7 発注者は約定期間内に代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、代金に対して年利2.8%の割合で計算した金額を遅延利息として受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき、又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

(履行遅滞における違約金)

第16条 受注者は、自己の責に帰する事由により発注者の指示する稼働に応じられないときは、1日につき頭書の単価に作業機械毎に1日当たり運転時間を乗じて得た金額に対して10分の1の割合で計算した金額を違約金として発注者の指定する期限内に発注者に納付しなければならない。ただし、建設機械並びに要員

に不測の事態が生じたときはこの限りでない。

- 2 受注者は、自己の責に帰する事由により納付期限内に指示した資材を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、1日につき当該資材に対する代金に対して1000分の1の割合で計算した金額を違約金として、発注者の指定する期限内に発注者に納付しなければならない。

#### （発注者の解除権）

第17条 発注者は、次の各号の一に該当するときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

- (1) 受注者が契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約の履行について、受注者が不正行為をしたと発注者が認めたとき。
- (3) 受注者が天災その他不可抗力によらず、契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合は、受注者は次の式により算定された金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

$$\begin{aligned} & \{ \text{各機械ごとの} [(\text{予定運転時間} - \text{実行済運転時間}) \times \text{契約単価}] \text{の合計} \\ & + \{ \text{各資材ごとの} [(\text{予定数量} - \text{納付済数量}) \times \text{契約単価}] \text{の合計} \end{aligned}$$

#### （受注者の解除権）

第18条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項に規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （延滞金）

第19条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期日までに納付しないときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、債務額に対し年5.0%の割合で計算した金額を延滞金として併せて発注者に納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

#### （債権債務の相殺）

第20条 発注者は、この契約により受注者から発注者に支払うべき債務が生じたときは、受注者に支払う代金と相殺することができる。

#### （権利義務の譲渡等）

第21条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を書面による発注者の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は継承してはならない。ただし、信用保証協会法

- (昭和28年法律第196号)に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 受注者がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行い、発注者に対して民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、発注者は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
- (1) 発注者は、受注者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。
- (2) 受注者から売掛債権を譲り受けた者(以下「譲受人」という。)は、譲渡対象債権を前項ただし書に規定する者以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 発注者は、受注者による売掛債権の譲渡後も、受注者との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら受注者と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 前項の場合において、譲受人が発注者に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- 4 第1項ただし書に基づいて受注者が第三者に売掛債権の譲渡を行った場合においては、発注者が行う弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第22条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2



第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第23条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人は法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の予定総額の100分の10に相当する額のほか、予定総額（支払総額が確定していない場合は契約単価に予定数量を乗じて算出した金額）の100分の5に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約外の事項）

第24条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

（紛争の解決）

第25条 この契約について紛争を生じたときは、発注者及び受注者が協議して定める第三者の仲裁によって解決するものとする。

以 上

## 特約条件

- 1 受注者は、この契約に係る安全対策について責任をもって行うこととし、労働安全衛生法、同施行令及び関係規則等に定めるところに従い地山掘削作業主任者等を配置すること。  
また、転落の危険の生ずるおそれのあるときは、誘導員を配置すること。
- 2 受注者は、発注者の指示する安全対策についてはこれを厳守すること。
- 3 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。

## 建設機械作業仕様書

### 1 機種及び作業内容

機械の規格及び作業内容は下記のとおり。

なお、機種（規格）の変更はできないものとする。

バックホウ 山積0.13m<sup>3</sup> ・ ・ ・ ・ 路盤強化(不陸均し、砂利敷込、崩土除去)

ダンプトラック 4t ・ ・ ・ ・ 崩土運搬

草刈機 片掛式径255mm ・ ・ ・ ・ 除草工(除草幅：両法面 1 m)

### 2 作業の場所及び予定時間数

別紙「位置図」、「数量計算書」のとおり。

ただし、時間については予定（見込み）時間であるため増減する場合がある。

### 3 検査

既済部分検査、資材の品質等検査及び完成検査に当たっては、作業関係者が必ず立会の上、検査を受けなければならない。

### 4 作業を行う上での留意事項

請負者は、常に安全作業、騒音防止対策及び公衆災害防止に留意するとともに次の各号を順守して、災害の防止及び環境の保全に努めなければならない。

ア 作業中は、監督職員及び当該管理者の許可なく、流水及び水陸交通の障害となる行為又は公衆に迷惑を及ぼす施工方法などをしてはならない。

イ 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象情報などに十分な注意を払い、常に対処できる準備をしておかななければならない。

ウ 火災の予防については、万全の処置を講ずるものとし、特に発注者等の指示事項のある場合はそれによらなければならない。

オ 作業現場には関係者以外の者の立ち入りを禁止する。

カ 事業の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、応急の処置等を講ずるとともに遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。

キ 作業の実施に当たっては、土砂の流出、崩壊、その他の災害の防止及び自然環境の保全に十分留意しなければならない。

ク 残土が発生する場合は、監督職員の指定する場所に安定した状態で処理するものとする。

ケ 建設機械の運搬に使用するトレーラー等は、登坂用具又は専用装置を備えた移送用の車両を使用すること。

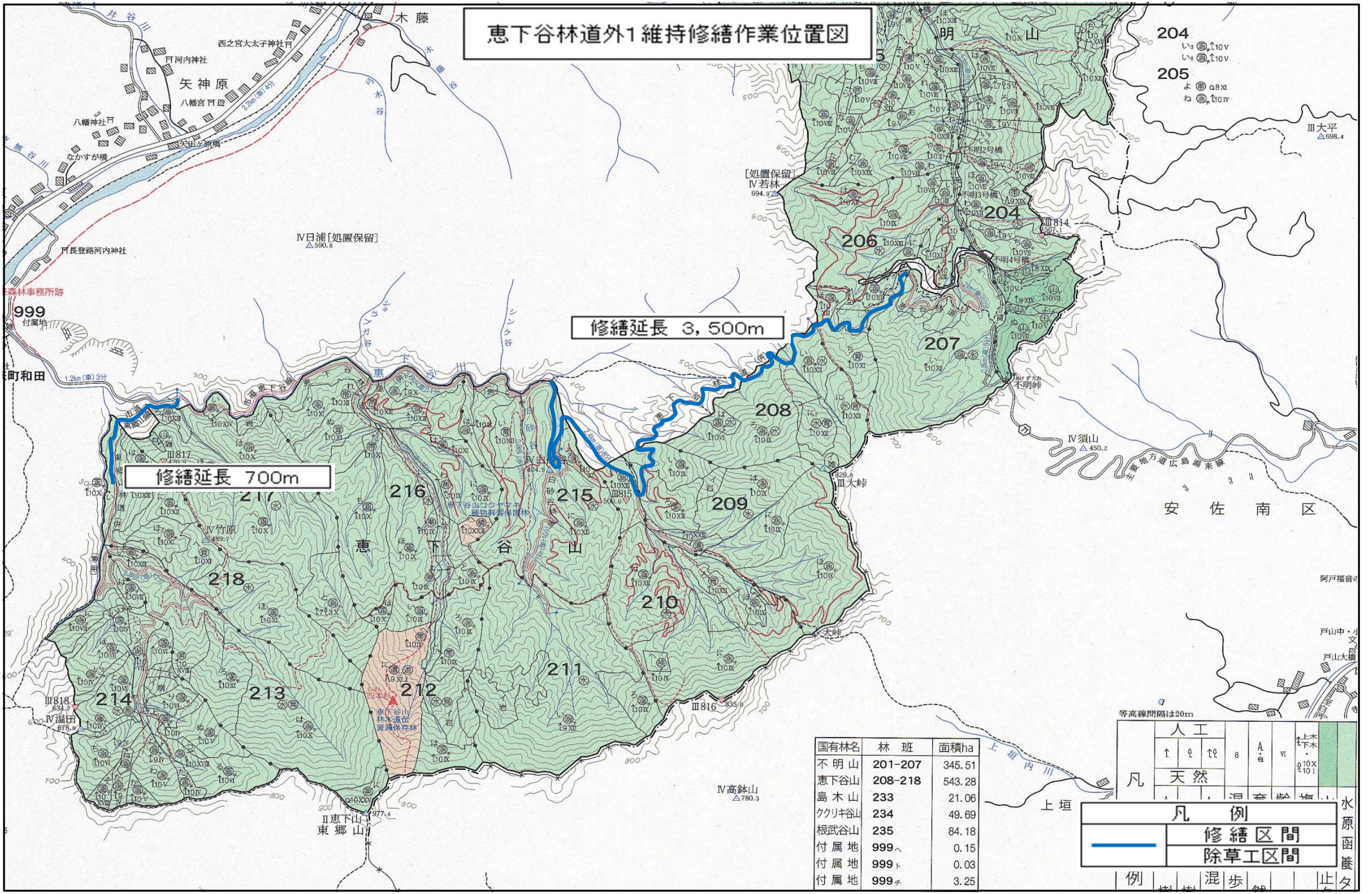
### 5 その他

ア 実行写真は、着手前、作業状況及び完了の段階毎に定点において撮影し、作業終了後速やかに提出しなければならない。

撮影に当たっては、日付・作業内容・作業場所を黒板等を用いて明らかにすること。

イ 詳細な事項、契約条項及び本仕様書に定めのない事項については、監督職員と必要に応じて打ち合わせることを。

# 恵下谷林道外1維持修繕作業位置図



修繕延長 3,500m

修繕延長 700m

国有林名	林班	面積ha
不明山	201-207	345.51
恵下谷山	208-218	543.28
島木山	233	21.06
ククリヶ谷山	234	49.69
根武谷山	235	84.18
付属地	999	0.15
付属地	999	0.03
付属地	999	3.25

凡	人工						上木 下木 10x 101
	↑	♀	↑↑	♂	A	vi	
	天然						
凡 例							
—				修繕区間			
—				除草工区間			
例	混	歩	止	止	止	止	止

等高線間隔は20m

# 路 線 別 作 業 内 容 内 訳 書

路線名	機械名称・規格	作業内容	予定時間・数量	機械輸送に関する事項	資材品名(m3) (4t車運搬)
恵下谷林道	BH=0.13m3級 排ガス規制対策型	不陸整正、崩土除去 砂利敷込	93時間	別紙運搬系統図参照	RC-40 210m3
	ダンプトラック 4t	崩土運搬	4時間		
	草刈機 肩掛式径255mm	除草工	7000m2		
東郷山林道	BH=0.13m3級 排ガス規制対策型	不陸整正、崩土除去 砂利敷込	42時間	別紙運搬系統図参照	RC-40 32m3
	ダンプトラック 4t	崩土運搬	22時間		
	草刈機 肩掛式径255mm	除草工	1400m2		
—					
合計	BH=0.13m3級 ダンプトラック 4t 草刈機 肩掛式径255mm		135時間 26時間 8400m2		RC-40 242m3

# 運搬系統図

## 恵下谷林道外1

